

年金情報流出に便乗し、日本年金機構を名乗って口座番号を聞き出そうとする者や、「流出した個人情報を削除してあげる」と持ちかけてくる者が現れています。

情報流出について日本年金機構や年金事務所から…

- 電話やメールで連絡することは、ありません
- お金やキャッシュカードを要求することは、ありません
- A T M の操作をお願いすることは、ありません

自分の情報が流出しているのでは？ など、心配な方は下記専用電話窓口か新さっぽろ年金事務所へ相談してください。

また、万が一、支給日を過ぎても支払いがない場合は、新さっぽろ年金事務所に連絡してください。

◆日本年金機構専用電話窓口 (通話料は掛かりません)

☎0120~818211

時間 午前8時30分~午後9時 (土・日曜も受け付け)

◆新さっぽろ年金事務所

☎892~9318

次の基準に該当する個人・団体を表彰します。
9月4日までに所定の推薦書に必要書類を添えて、担当課へ提出してください。

表彰式は、11月3日(文化の日)に行います。

*すでに受賞した方は同じ賞を受賞できません。ただし、団体の場合は、構成員の3分の2以上が変わっていれば対象です。

スポーツ賞・スポーツ奨励賞・スポーツ功労賞・ジュニアスポーツ賞・ジュニアスポーツ奨励賞

◆対象

市内にお住まいの個人か市内に所在する団体 (功労賞は個人だけ)



◆基準

〈スポーツ賞〉

●全国大会で6位以内の個人か8位以内の団体 ●全道大会で優勝した個人か団体 ●北海道記録を樹立した個人か団体 ●日本代表選手に選ばれ、国際大会に出場した個人か団体

〈スポーツ奨励賞〉

●全道大会で3位以内の個人か4位以内の団体 ●北海道代表選手に選ばれ、国際大会に出場した個人か団体

〈スポーツ功労賞〉

●同一競技で選手(団体を含む)の指導に専念し、優秀選手の育成に特に寄与し、指導歴が10年以上で顕著な功績がある ●50歳以上で、同一競技の市のスポーツ発展に貢献し、体育団体の役員歴・個人や団体の指導歴が合わせて15年以上で顕著な功績がある

*年齢は平成27年9月1日、指導歴は26年9月1日現在です。

〈ジュニアスポーツ賞・ジュニアスポーツ奨励賞〉

●小・中学生で、スポーツ賞・スポーツ奨励賞の基準を満たしている個人か団体

〈各賞共通(功労賞を除く)〉

●平成25年9月1日~27年8月31日の大会出場者 ●全国規模の大会で、出場者数が個人の場合は12人以上、団体の場合は16団体以上 ●全道規模の大会で、出場者数が個人の場合は6人以上、団体の場合は8団体以上

問合せ 市教委社会教育課 (内線673)

文化賞・文化奨励賞・文化貢献賞・青少年文化賞・青少年文化奨励賞

◆対象

〈文化賞・文化奨励賞・文化貢献賞〉

●市内にお住まいか、主な活動場所が市内にある18歳以上の個人か、18歳以上で組織する団体

〈青少年文化賞・青少年文化奨励賞〉

●市内にお住まいで、小・中学校や高等学校などに在学中か、相当する年齢の方 ●市内にお住まいか通学し、小・中学校や高等学校などに在学中か、相当する年齢の方で組織する団体

◆基準

〈文化賞〉

●全国規模のコンクールなどで、最高賞か最高賞に次ぐ賞を受賞した ●全道規模のコンクールなどで最高賞を受賞した ●活動年数が30年以上で、全道的な規模で文化の振興に顕著な功績がある

〈文化奨励賞〉

●全国規模のコンクールなどで優秀な成績を収め、特に今後の文化活動が期待される ●全道規模のコンクールなどで連続して入選しているか、優秀な成績を収め、特に今後の文化活動が期待される

〈文化貢献賞〉

●活動年数が15年以上で、地区以上の規模で文化の振興に貢献した

〈青少年文化賞〉

●全国規模のコンクールなどで最高賞を受賞した

〈青少年文化奨励賞〉

●全国規模のコンクールなどで最高賞に次ぐ賞か、全道規模のコンクールなどで最高賞を受賞した

〈各賞共通〉

●成績の基準は、平成25年9月1日~27年8月31日のコンクール受賞者 ●年齢や活動歴などは9月1日現在

問合せ 市教委文化課 (芸術文化ホール内・☎372-7667)

